

スノーリゾート経済波及効果・費用便益分析ツールの開発及び提供業務

仕様書（案）

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行うスノーリゾート経済波及効果分析ツールの開発及び提供業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

スノーリゾート経済波及効果・費用便益分析ツールの開発及び提供業務

2 業務の目的

市町村又はスキー場（索道事業者）（以下「市町村等」という。）による、地域経済における寄与度の見える化の推進、スキー場の今後に関する地域での議論や合意形成を促すため、県内のスキー場が、宿泊施設、飲食店等地域（スノーリゾート）にもたらす経済波及効果を認識するとともに、スキー場の運営に関わる費用と便益（効果）を比較して改善点等を分析するツールの開発及び地域への提供を行う。

3 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこと。

- （1） 長野県財務規則（昭和 39 年長野県規則第 8 号）及び諸規則
- （2） 委託契約書
- （3） その他関連法令及び通達

4 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 17 日（月）まで

5 業務内容

（1）経済波及効果分析ツールの開発

ア 経済波及効果分析ツール

県内の市町村、スキー場（索道事業者）、観光協会等において、各スキー場が地域（スノーリゾート）にもたらす経済波及効果を分析でき、加えてスキー場の運営に係る費用とメリット（便益）を比較し、事業の効率性、事業継続の妥当性の判断のための数値を分析できるツール（以下「分析ツール」という。）を開発すること。

分析ツールは、以下の（ア）～（カ）の条件をすべて満たすこと。

（ア）委託者が別途行う公募に応じ参画した市町村等（以下「参画市町村等」という。）

に対して開発すること（最大 15 地域）

(イ) 分析ツールの作成にあたって参画市町村等に提供を依頼する、及び分析ツールの利用のために必要となるデータは、参画市町村等が保有する又は簡易的に取得できるものであること。

(ウ) 参画市町村等において、スキー場の運営による経済波及効果が及ぶ産業構造を反映したものであること。

なお、スキー場の運営に係る関係性の小さい産業に係る詳細な分析については省略できることとするが、下記イにより学術的な信頼確保に取り組むこと。

(エ) 原則として単一市町村での使用を想定した分析ツールであること。

(オ) 分析ツールは最新の長野県産業連関表を基に作成すること。

(カ) 分析ツールでは、当該市町村内の次の経済的社会的諸効果を算出するものとする。

- ① 生産誘発効果（経済波及効果）
- ② 雇用効果（就業者誘発効果）
- ③ 税収効果（市町村財政の増収効果）
- ④ 定住人口効果（定住人口の誘発効果）
- ⑤ 事業者の利益の誘発効果（費用便益分析の便益の一部）
- ⑥ 市町村住民のスキー場利用に対する満足度（費用便益分析の便益の一部）
- ⑦ 費用便益比（スキー場の事業評価指標：B/C）

イ 学術的な信頼性の確保

産業連関分析に係る学術研究者等から意見聴取する機会を設けるなど、開発したツールへの学術的な信頼性の確保に取り組むこと。

ウ 分析ツールの実用性の検証

参画市町村等のうち、2地域において、先行して分析ツールを実際に利用する機会を設け、分析ツールの使いやすさや利用上の課題などを検証し、分析ツールの実用性の向上に取り組むこと。

エ 分析ツール開発や実用性確保に向けたヒアリング

必要に応じ、当該市町村等におけるスキー場を取り巻く環境、スキー場の経営状況、利用可能なデータ等を把握するため、参画市町村等への視察・ヒアリングを行うこと。

(2) 分析ツールの提供

ア 提供時期

開発した分析ツールは令和6年12月27日（金）までに参画市町村等へ提供すること
なお、先行2地域にあっては同年10月1日（火）までに提供すること

イ 分析マニュアルの作成

参画市町村等が分析ツールを提供直後から円滑に利用できるよう、入力方法や入力に必要な情報等を記したマニュアルを作成すること

ウ 提供後の相談対応

参画市町村等からの相談（分析ツールの使い方、分析結果の見方等）に対応すること。

6 対象経費

(1) 対象とならない経費は以下のとおりとする。

ア 機械・機器等の購入経費

イ 土地・建物を取得するための経費

ウ 国や地方公共団体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費

エ 各種キャンセルに係る取引手数料等業務の実績に関わらないもの

オ 借入金などの支払利息及び遅延損害金

カ その他、事業との関連が認められない経費

(2) その他、委託料に関する事項は、契約書において定める。

7 委託者への報告

受託者は、委託業務完了後 10 日以内に実績報告書（様式任意）に下記 8 の成果品を添え、委託者に報告すること。

8 成果品

業務完了時に提出する成果品は以下のとおりとし、電子媒体により提出すること。

(1) 上記 5 (1) に掲げる業務を行った内容及び実績が確認できる報告書類

（開発した分析ツールは、最大 15 地域分すべて提出すること）

(2) 上記 5 (2) に掲げる業務を行った内容及び実績が確認できる報告書類

（参画市町村等からの相談及び回答内容の記録を含む）

9 完了検査

(1) 受託者は、本業務の完了後に委託者の検査を受けるものとする。

(2) 受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

10 著作権等の取り扱い

本業務により新たに生じた著作権等は県に帰属することとし、県は受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。受託者は、著作者人格権に基づき県の了解を得て、開発したシステム等の成果及びその一部を学術研究等のために発表・利用することができる。

11 個人情報の取得、保護、管理等

(1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

(2) 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。

(3) 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、

複写させ、又は譲渡してはならない。

ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

12 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。
- (2) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (3) 受託者は本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。